

おおた健康経営事業所認定 Q & A

Q 1 健康経営について	
A	<p>健康経営とは、企業が従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。</p> <p>健康管理をコストではなく、投資として捉えることで、生産性向上や人材確保など、企業価値の向上につなげていきます。</p>

Q 2 認定制度の特徴							
A	<p>【応募単位】</p> <p>事業所単位で応募可能です。区外に本社がある場合でも、事業所が区内にある場合は、区内事業所で応募ができます。申請料や登録料は無料です。</p>						
A	<p>【認定区分】</p> <p>事業所の応募内容を審査し、次の3つの区分で認定します。</p> <table border="1" data-bbox="304 958 1353 1397"> <tr> <td>ブロンズ</td> <td>法令遵守等を前提に、健康経営の概念を理解し、経営者自らが健康経営宣言や発信を行っているもの</td> </tr> <tr> <td>シルバー</td> <td>ブロンズの要件を満たし、さらに健康経営の推進体制の整備、従業員の健康課題の把握及び具体的な取組を実施しているもの</td> </tr> <tr> <td>ゴールド</td> <td>シルバーの要件を満たし、さらに、健康経営の取組結果を評価し、次の取組につなげているほか、職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するための取組が行われているもの</td> </tr> </table> <p>なお、審査の結果、ブロンズの区分に至っていないと判断された場合は、「認定外」とさせていただきます。</p>	ブロンズ	法令遵守等を前提に、健康経営の概念を理解し、経営者自らが健康経営宣言や発信を行っているもの	シルバー	ブロンズの要件を満たし、さらに健康経営の推進体制の整備、従業員の健康課題の把握及び具体的な取組を実施しているもの	ゴールド	シルバーの要件を満たし、さらに、健康経営の取組結果を評価し、次の取組につなげているほか、職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するための取組が行われているもの
ブロンズ	法令遵守等を前提に、健康経営の概念を理解し、経営者自らが健康経営宣言や発信を行っているもの						
シルバー	ブロンズの要件を満たし、さらに健康経営の推進体制の整備、従業員の健康課題の把握及び具体的な取組を実施しているもの						
ゴールド	シルバーの要件を満たし、さらに、健康経営の取組結果を評価し、次の取組につなげているほか、職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するための取組が行われているもの						
A	<p>【認定のメリット】</p> <p>本制度をきっかけに、健康経営の推進に向けた取組を進めていただくため、下記のメニューを設けています。</p> <p>なお、メニューについては、今後追加検討を行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「おおた健康経営事業所」の名称と認定ロゴマークを自社のホームページ、広報、名刺等で使用できます。 ○大田区ホームページ等を通じ、認定事業所や取組事例を紹介します。 ○認定事業所の中で優れた取組を実施している事業所を表彰します。 ○大田区より健康づくりに関する情報を提供します。 ○体組成計等の健康機器を貸し出します。 ○総合評価落札方式（工事契約）の配点 ○区の保養施設の限定プラン（一定条件あり） 						

Q 3 認定に向けた手続き

A 次の書類を事務局へ電子申請でご提出ください。(郵送・持参も可)

- 応募用紙
- 認定基準チェックシート
- 健康経営に関する宣言を確認できる書類

受付後、必要に応じて取組内容の詳細について、個別のヒアリングを行う場合があります。

Q 4 項目「V 健康課題の把握と取組」の中の「定期健康診断受診率の把握」について

A 「定期健康診断受診率」には一般の定期健診とともに、雇い入れ時健康診断、人間ドックなど、事業所実施以外のものでも定期健康診断に準ずるものについても、合わせて件数に入れ、受診率を記載してください。また、実施義務のない職員とは、産休・育休中・長期休職中・海外駐在中の職員、などが対象です。

Q 5 認定期間中の再応募は

A 本制度の認定期間は2年間です。認定期間中に認定区分のレベルアップを目指し、応募いただくことは可能です。

Q 6 認定の更新手続きは

A 既に認定を受けた事業所が、認定期間が満了する年度に再度応募して審査を受け、認定された場合、認定資格を継続することができます。

応募にあたっては、健康経営の取組への向上を目指していただくため、ブロンズ認定事業所は、原則ランクアップでの申請をお願いします。(例：ブロンズ→シルバー・ゴールド)

また、シルバー、ゴールド認定事業者は同ランク以上での申請をお願いします。

同一のランクで申請される場合は、ランクアップを目指す意思や、現時点での取組がわかる資料の提出いただく場合があります。また、ヒアリングにご協力いただく場合があります。

※予め認定区分を下げた申請(例：ゴールド→シルバー、シルバー→ブロンズ)は受け付けていませんが、審査結果により、認定区分が下がる場合があります。

Q 7 認定の取消について

A 申請内容に虚偽がある又は申請内容と実際の実施内容に著しく隔たりがあると判断される場合、認定期間内に重大かつ悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けた場合、認定後に応募資格を満たさない事案が生じた場合などは、認定を取り消す場合があります。

Q 8 経済産業省の「健康経営優良法人認定制度」との関係について

A おおた健康経営事業所認定においてブロンズ及びシルバーの区分を取得した事業所は、更なるステップアップの取組として、ゴールドへの応募や、経済産業省が実施する「健康経営優良法人認定制度」への応募をお勧めします。それぞれの制度の特徴を踏まえ、積極的にご活用ください。

Q 9 全国健康保険協会（協会けんぽ）東京支部等の「健康企業宣言」との関係について

A 全国健康保険協会東京支部等が実施している「健康企業宣言」を実施している場合、認定基準「Ⅱ 健康経営に関する宣言」での申請要件を満たすものとして受付します。

Q 10 経済産業省の「健康経営優良法人認定制度」、全国健康保険協会（協会けんぽ）東京支部等の「健康優良企業（金の認定・銀の認定）」、「おおた健康経営事業所」の各認定制度の取得について

A 各認定制度のうち、どれを取得するか、または重複して取得するかについては、各企業・事業所の判断となります。

例えば、全国健康保険協会（協会けんぽ）東京支部に加入している区内事業所が健康経営に取り組む場合、「健康優良企業」、「おおた健康経営事業所」のどちらか、又は両方の制度に応募するかについては、両制度の内容を検討してご判断いただくことになります。

Q11 大田地域産業保健センターについて

A 大田地域産業保健センターでは、従業員が50人未満の小規模事業場を対象に産業保健サービスを行っています。

(主な業務内容)

■健康診断の結果についての相談窓口

■事業場訪問による産業保健相談

■産業保健に関する情報の提供

(お問い合わせ先)

大田区地域産業保健センター (大森医師会館内)

TEL : 03-3772-2402

Fax : 03-3777-7622